

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年5月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、8名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

8番	吉野 幹雄	9番	伊藤 讓
----	-------	----	------

議長

それでは、議案一覧表に基づきまして、第22号議案から第28号議案を上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

では説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。第22号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①番号1番、譲り受け人は[]に居住し、水稲と畑を耕作しています。譲り渡し人は勤務先の人事異動により、営農を続けることが困難となったため、譲渡を考えていたところ、申請地近くの農地の耕作者である譲り受け人と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。必要な農機具を所有し自作地は適正に管理され、下限面積も満たしており耕作に意欲的です。また、後継者が農業経営を引き継ぐことを誓約しているため許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

①議案書3ページをご覧ください。第23号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。4ページをご覧ください。番号2番、権利の種類は使用賃借権で転用の目的は駐車場です。借り人は、[]で電気工事関係の事業を営む法人です。申請地は借り人の事務所に近く、借り人の前の経営者の所有地であり、従業員や来客用の駐車場として利用され違反状態となっていました。今回そのことが判ったため、違反状態を解消するために本申請をすることとなり、始末書が添付されています。

汚水の排水はありません。申請地は砂利敷きとなっており雨水は自然浸透により処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑬番エー

(ア) - b - (b) 街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー(イ)許可をすることができるに該当します。

② つづきまして番号2番、転用の目的は資材置場で使用賃借権を設定します。借り人は番号1番と同じ法人です。申請地は、借り人の経営者の母の所有地であり、従来から資材置場として利用され違反状態となっていました。

申請地は山林に囲まれた傾斜のある場所で車両を駐車する場所もなく、畑として使用することが困難なため、番号1番と同様に違反状態を解消するため本申請をすることとなりました。汚水の排水はありません。雨水は自然浸透により処理します。農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑧番カー

(ア) の他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、許可基準はオー(イ)申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができないに該当します。

③ 5ページをご覧ください。番号3番、譲り受け人は、隣地の住宅に居住を予定しており、その駐車場として申請地を利用するため本申請をすることとなりました。譲り渡し人の始末書が添付されております。汚水の排水はありません。雨水は自然浸透により処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑬番エー(ア) - b - (b) 街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー(イ)許可をすることができるに該当します。

④ つづきまして番号4番、譲り受け人は、番号3番と同じ人です。申請地を入居する住宅の玄関口への進入路として利用するため本申請をすることとなりました。こちらも譲り渡し人の始末書が添付されております。

汚水の排水はありません。雨水は自然浸透により処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑬番エー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー（イ）許可をすることができるに該当します。

⑤6ページをご覧ください。番号5番、譲り受け人は、建設業などを営む法人です。現在借りている駐車場の土地の所有者がその土地の売却をするため、駐車場を立ち退くこととなり、新たな駐車場が必要となったため、本申請をすることとなりました。

汚水の排水はありません。雨水は自然浸透により処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑬番エー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー（イ）許可をすることができるに該当します。

続いて議案書の7ページをご覧ください。第24号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、13件です。全て農地中間管理機構の利用権設定となります。1番から5番が城東地区、6番から10番が羽黒地区、11番が池野地区、12番と13番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の13ページをご覧ください。第25号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第15号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

- 14 ページが [REDACTED] 氏
15 ページが [REDACTED] 氏
16 ページが [REDACTED] 氏
17 ページが [REDACTED] 氏
18 ページが [REDACTED] 氏
19 ページが [REDACTED] 氏 への配分計画案です。

続いて議案書の20ページをご覧ください。第26号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

こちらについては、別紙で変更申出一覧、としておりますので、そちらの方をご覧ください。変更申出一覧1番から3番、案件3件になっております。1番が、犬山地区、2番、3番が楽田地区の案件です。1枚めくっていただきますと、今回の案件の位置図が添付されております。一番から順番に説明をさせていただきます。

【議案説明】

①建設計画は、飲食店の建設です。建築面積が275.40㎡。木造平屋建で駐車場52台分を整備予定です。汚水は公共下水道へ接続。雨水は、東側の排水を排出します。都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法、農地法は、許可見込みありとの確認をしております。

農家状況です。耕作者が2名おります。まず1番、1人目の [REDACTED] ですが、こちらは兼業農家であるため、経営面積変更後は0になりますが、影響ないと判断しております。また、もう1人の耕作者、 [REDACTED] ですが、こちらは、市が認定する、認定農業者であるものの、除外面積が経営面積に対しては量が小さいため影響は少ないものと判断しております。

めくっていただきまして、申請地周辺の用地区域の、状況を図で示しております。斜めで斜線を引っ張っている場所が除外区域です。ハッチで示してあるものが、農用地区域をあらわし

ております。今回の申出地は、北側を主要地方道 [REDACTED]、西側を市道 [REDACTED]、南側、東側を水路、農道と水路を挟んで店舗になっております。そのため、今回の申し出地は農用地区域の周辺部に当たると判断しております。除外後も農用地が一団として残るため、残った農地の営農には支障が少ないものと判断しております。

めくっていただきまして、整理番号1の資料3のページです。農業用水その他隣接農地の取水排水を表しております。用水路は、図面で行いますと、右から左へ流れ、南の方に流れるような水の流れになっております。今回の申し出地が転用された場合についても、隣接農地については、取水排水が個別に確保しておくため、除外されても、支障が少ないものと判断しております。右側が周辺図の写真を、添付しております。

1枚めくっていただきまして、利用計画図です。排水計画です。先ほども申し上げましたが、汚水は公共下水道に接続します。西側の市道 [REDACTED] を渡って反対側の污水管の方に接続をする計画です。申請地は浸透性のアスファルトで整備を予定しております。浸透された水ですが、申請地の南東角に地下貯留施設を設ける予定でございまして、こちらの方に、一時的に水を溜めた後、そちら東側道路を渡って、東側の排水路へ水を流すという計画になります。車の乗り入れは、北側の県道 [REDACTED] から、右、右から一つ目と二つ目。あと、市道 [REDACTED] から1ヶ所が車の乗り入れです。1ヶ所、店舗のすぐ北側ですが、こちらは歩行者のみの出入口として整備を予定しております。また、現在、既設で広告看板が、設置されておりますが、こちらは撤去する方向で調整をしておると、確認しております。利用計画、一番の利用計画についての説明は以上です。

【議案説明】

②続きまして、整理番号2番に移ります。排水計画は、汚水は合併浄化槽にて市街地水路を排出。雨水も、市街地水路へ排

出する計画です。特定都市河川浸水被害対策法都市計画法、農地法は、許可見込みありと確認をしております。農家状況ですが、■■■■は兼業農家であるため、経営面積が減少したとしても影響がないと判断しております。今回もう1人の耕作者ですが、現在、相続の手続き中でありまして、この4名は、法定相続人となっております。この方も、兼業農家であるため、経営面積が減少者としても影響がないものと判断しております。

1枚めくってください。農用地利用計画変更図の図8号です。

申請地は、西側を市道■■■■が通りまして、北側が雑種地、南側を■■■■に囲まれております。こちらも農用地区域の周辺部に当たると判断しております。また、畑として個別に利用しておるため、除外後の営農に支障がないものと判断しております。

1枚めくってください。農業用水の流れを示した図面になります。申出地の西側に、南北に走る農業用水路が流れております。

こちらの水路と今回申出地は接しておりますが、こちら側からの乗り入れは、ありませんので、通路等の構造物に影響はないものと判断しております。右側がもう整地周辺の写真を添付しております。

1枚めくってください。利用計画図です。建物が1棟と、駐車場13台分を整備します。汚水につきましては、ちょっと黄色く塗ってありますが、合併浄化槽を設置します。そちらを経由して、申出地の北側の水路へ放流します。雨水についても同じように、市街地水路へ放流をするという計画でございます。外周ですが、コンクリートブロック3段を積み、ネットフェンスを設置します。周辺の農地への被害を防ぐという計画になっております。

こちらの案件ですが、令和2年、一度農振除外の申し出が、されましたが、整備費等の補助金の認可がおりなかったため、その際は、取り下げをし、今回2度目の申し出となっております。

す。申請者に確認をしまして、今回は補助金の認可の有無にかかわらず、法人の、自己資金で、事業を進めるということで確認をしております。また、事業計画者の名前に記載の通り、準備委員会と、あります。現在、社会福祉法人として認可を犬山市の方に申請をしております。このため今回については、計画の見込みがあるということで、申請を受理する形となりました。

【議案説明】

③続きますして、整理番号3番に移ります。排水計画は、駐車場のため汚水排水はありません。雨水は敷地内で浸透処理をします。都市計画法は該当がありません。特定都市河川浸水被害対策法及び農地法は許可見込みありと確認をしております。

農家状況です。耕作者、XXXXXXXXXXは、市が認定する認定農業者であるものの、除外面積が経営面積に対して割合が少ないため、影響は少ないものと、判断しております。

1枚めくっていただきまして、申出地周辺の状況を示した図面です。申出地北側は市街化区域、西側は、今回の事業計画者の事業敷地、東側を市道と第三者の駐車場に囲まれた場所になりますので、農用地区域の周辺部と判断して、周辺農地の一団の営農に支障が少ないものと判断をしております。

1枚めくっていただきまして、申出地周辺図の農業用水等、水の流れを示しております。ちょうど見開きですが、ちょうど右側のページから、農業用水が東から西に向かって流れております。

そちらから一部南側に渡りまして、道路をくぐって、今回の申出地の方に取水をしております。排水につきましては、申出地西側の方の排水の方に放流をしております。また南側に残る農地につきましては、取水排水が個別で確保されておるため、申出地が除外されたとしても、周辺農地の取水排水で影響がないものと判断しております。

1枚めくっていただきまして、周辺図の写真を添付しており

ます。次のページに利用計画図を添付しております。先ほど申し上げましたが、今回の申出地西側に本社工場と第2工場を構築しております。顧客より部品預かって、表面加工処理を施し製品として仕上げておりますが、大型の部品を扱うため、大型のラックが必要となります。現在それらは工場の中に保管しておりますが、受注が増えておるといふところもありまして、現在の広さでは、保管場所が不足することが、決定的となったということです。そのため、現在、駐車場として使っている土地を資材置き場として整備し、新たに今回の申出地に駐車場を整備するという計画となっております。

排水計画は、先ほど申し上げましたが、汚水はありません。雨水は敷地内、採石時期にしまして、敷地内で自然浸透処理をする形です。乗り入れにつきましては、北側1ヶ所、東側1ヶ所の計2ヶ所を予定をしております。外周は、L型擁壁等を設置しまして、周辺農地への被害を防ぐという計画になっております。第26号議案の説明は以上です。

続いて、議案書の21ページをご覧ください。

第27号議案、農地等の利用の最適化の推進に係る指針の改訂についてです。これについては別紙の犬山市農業委員会農地等の利用の最適化推進に関する指針と、その新旧対照表、横長のものがありますのでそちらを参考にご覧ください。

この指針は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進の方法を定めるものです。この指針を変更するときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされています。

この中で、多くの点が改定されていますが、主な改定点は五つあります。

1点目は1ページ目。国の計画目標に合わせていたものを、犬山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げた目標を目指すことに変更し、単年度の活動については、制度改正がありましたので、新しい通知に改定しました。

2点目は、遊休農地の解消をも、解消目標を5年間でゼロとし、今後3年間で、約60%減を目指します。

3点目は5ページ目の、令和13年3月の目標、これは担い手への農地利用集積目標ですが、これまで国の目標に合わせて80%としていましたが、地域の条項にかんがみて、市の構想に基づき、50%に変更し、今後3年間で9%増を目指します。

4点目は8ページ目。こちらも市の構想に基づき、年間2人の新規就農者を確保していくことを目標とし、今後の3年間で6人の確保を目指します。

5点目は9ページ目の、②の二つ目の白丸で、新規就農フェア等への参加について、新たに農地の権利を設定する新規就農者との面談時には、今後の営農に向け、必要な助言を行うことを加えています。第27号議案については以上です。

議長

続いて、議案書の22ページをご覧ください。第28号議案、最適化活動の目標の設定についてです。この案は、先ほどの指針を受けて、令和4年度単年度の目標を設定するものです。別紙の様式1の令和4年度、最適化活動の目標設定等（案）をご覧ください。

内容は、基本的に前回の総会後に説明したものから、先ほどの指針の改定を受けて修正したものになります。2ページ目の2つ目の表、この集中集積率の目標を令和12年度に50%と変更し計算し直しています。事務局からの説明は以上です。

議長

ただいま、事務局の方から第22号議案から第28号議案までの説明がございました。これにつきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、後程ですねお気づきの点がありましたらお申し出いただければ結構でございますが、特段皆さんのご意見もないようでございますので、ここで地区審議の方お願いしたいと思います。

伊藤委員

議長

午後 2 時 5 0 分 地区審議

午後 3 時 1 0 分 開議

議長 それでは時間になりましたので総会を再開させていただきます。第 2 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いいたします。

協議の結果、可といたします。

小澤委員

ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第 2 2 号議案、別紙申請事項についての、ついで、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

小澤委員

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について、可と決定しました。続きまして、第 2 3 号議案、農地法第五条の規定による許可申請書、意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番と 2 番につきまして、城東地区お願いいたします。

吉野委員

3 番、小澤です。地区審議を行いましてその後、私の個人的な見解ですが 4 ページの 1 番 2 番について始末書添付と書いてありますが、申請書の中に始末書が入ってないんですが。

議長

【書類確認】

伊藤委員

議長 どうも失礼いたしました。両方添付してて私が見たのは誓約書先の方で、後ろに始末書が入っていました。地区審議の結果、許可相当とします。

それでは、3番と4番につきまして、羽黒地区をお願いいたします。

議長 8番、吉野幹雄です。整理番号3番、4番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

続きまして、5番について楽田地区をお願いいたします。

小澤委員 整理ナンバー5番、審議の結果と可いたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。
ここで全委員さんにお諮りをいたします。第23号議案、別
吉野委員 紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

議長 【全委員 異議なしの声】

澤野委員 それでは、本議案について、可と決定しました。続きまして、第24号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、意見の決定
議長 を求めます。

1番から5番について、城東地区をお願いいたします。

伊藤委員

3番、小澤です。1番から5番について、可といたします。

議長 6番から10番について羽黒地区をお願いいたします。

8番、吉野幹雄です。整理番号6番から10番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

11番につきまして、池野地区をお願いいたします。

議長 6番、澤野です。11番について地区審議の結果は可といた

します。

12番から13番について、楽田地区お願いいたします。

12番、13番は可といたします。

小澤委員

ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表をありましたので、ここで、全委員さんにお諮りをいたします。

議長

第24号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

吉野委員

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について、可と決定いたしました。続きまして、第25号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について。

澤野委員

意見の決定を求めます。

議長

1番から5番につきまして、城東地区をお願いいたします。

伊藤委員

3番、小澤です。1番から5番について、地区審議の結果といたします。

議長

6番から10番につきまして、羽黒地区お願いいたします。

8番、吉野幹雄です。整理番号6番から10番に関しましては、地区審議の結果といたします。

11番につきまして、池野地区お願いいたします。

議長

6番、澤野です。整理番号11番、地区審議の結果、可といたします。

12番、13番につきまして楽田地区お願いいたします。

高木委員

12番、13番について可といたします。

議長

それぞれの地区審議の結果について発表いただきました。ここで全員さんにお諮りをいたします。

伊藤委員

第25号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

議長

【全委員 異議なしの声】

それでは本議案につきまして、可と決定いたしました。続きまして、第26号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について、意見の決定を求めます。

議長

1番につきまして、犬山地区お願いいたします。

2番の高木です。問題なしでありますので可といたします。

2番、3番につきまして、楽田地区お願いいたします。

2番、3番について、可といたします。

議長

ただいまお聞きのとおり地区審議の結果発表をございました。ここで全員さんにお諮りをいたします。

第26号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について、可と決定をいたしました。続いて第27号議案、農地等の利用の再生管理推進に関する指針の改

定について別紙案について承認を求めます。全委員さんにお諮りをいたします。

事務局 第27号議案、別紙案について承認してよろしいでしょうか。

議長 【全委員 異議なしの声】

それでは本議案について、可と決定いたします。続いて、第28号議案、最適化活動の目標の設定等について、別紙案について承認を求めます。全委員さんにお諮りをいたします。

第28号議案、別紙案について承認してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案につきまして、可と決定しました。続いて報告事項について、何かございましたら事務局から報告をお願いいたします。

事務局 議案書の23ページ、報告第9号、農地法第五条第1項第7号の規定による、農地転用届出書受理についてです。今月の報告は5件でした。事務局からの報告は以上です。

ただいま事務局より報告事項について報告がございました。

議長 この報告についてご質問がございましたら、お受けしたいと思います。ないようでしたら、今回はここで終了させていただきます。これで本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議は終わらせていただきます。